

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2022年10月から2023年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則1	方針の策定 及び開示	<ul style="list-style-type: none">JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)は2014年5月に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明して以来、当社の「日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み」(以下「取組み」といいます。)に基づいて、各原則についてコンプライまたはエクスペインしています。取組みはホームページ上で公表しています。当社を含むJPモルガン・グループのアセット・マネジメント部門(以下「当社グループ」といいます。)は、サステナブル・インベスティング部門内にインベストメント・スチュワードシップチームを設けており、15名のスチュワードシップ担当者が、主要運用拠点在籍しています。当社では、2名のスチュワードシップ担当者が、グローバルのスチュワードシップチームと連携しつつ、ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなどの運用担当者と協働して投資先企業へのエンゲージメントを推進します。当社グループでは、サステナブル・インベスティング監督委員会が、戦略的な観点から、エンゲージメントおよび議決権行使などのスチュワードシップ活動、ESGインテグレーション、規制対応等の活動を監督しています。当委員会は各運用部門のCIO、リスク部門、コンプライアンス部門、サステナブル・インベスティング部門の最高責任者及びスチュワードシップの責任者によって構成され、必用に応じて、CEOが共同議長を務めるビジネス・コントロール・コミッティーに報告します。2021年の設置から1年を経た当委員会の実効性に関して、各委員会メンバーに対する自己評価を、知見、専門性、実効性、文化の4領域の観点から実施し、懸念点がないことを確認しました。今後も委員会の機能強化に向けたトレーニングを適宜実施するなど、継続して委員会の知見強化に努めます。当社グループは国連による「責任投資原則」(United Nations Principles for Responsible Investment) に2007年2月に署名しています。当社は当社グループの海外拠点の担当部署とスチュワードシップ活動に関するベスト・プラクティスを共有しながら活動しています。 <p>以上のことから、原則1への対応は適切に行われていると評価します。</p>	日本版スチュワードシップ・コードに対する取組み

日本版ステewardシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2022年10月から2023年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則2	利益相反管理	<ul style="list-style-type: none">当社は、J.P.モルガン(当社、JPモルガン証券株式会社、JPモルガン・チェース銀行東京支店、JPモルガン・マンサール投信株式会社及び当社)の「顧客本位の業務運営に関する原則」に掲げる基本原則において、「取引においてお客様との利益相反の可能性のある取引を適切に管理すること」、「適切なガバナンス体制を維持すること」を掲げています。当社の「お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況」において、当社は取引におけるお客様との利益相反の可能性を可能な限り詳細に把握し、かつその可能性がある場合には適切に管理するために「利益相反管理の取組み」を定め、取組み状況について公表しています。当社は、「日本版ステewardシップ・コードに対する取組み」で、議決権の行使における利益相反に対応するための類型化された方針を具体的に定め、ホームページ上で公表しています。ビジネス・コントロール部(当社において内部管理に係る様々なプログラムを管理・運営)が行った当社の顧客、販売会社、主要取引先の2022年7月から2023年6月に開催された株主総会における議決権の行使判断のモニタリングで、利益相反に関する問題は認められませんでした。	<p>J.P.モルガン 顧客本位の業務運営に関する原則</p> <p>お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況</p> <p>利益相反管理の取組み</p> <p>日本版ステewardシップ・コードに対する取組み</p>

以上のことから、原則2への対応は適切に行われていると評価します。

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2022年10月から2023年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の 状況把握と エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> 当社のポートフォリオ・マネジャー、アナリスト、スチュワードシップ担当者は、投資先企業と様々な形で対話、情報収集を行っています。企業説明会やスモールミーティングへの参加、経営陣(トップマネジメント)や社外取締役、IR担当者との個別面談、電話取材、Eメールでの情報交換などを通じて、状況の把握に努めております。 当社グループは、エンゲージメントの焦点を明確にするために、普遍的かつ長期的に適用できると考えるスチュワードシップにおける優先事項を定めています。2022年末の見直しにより、従来からの項目であるガバナンス、長期目標との戦略の整合性、人的資本管理、ステークホルダーエンゲージメント、気候変動リスクに加えて、自然資本と生態系を優先事項に特定しました。自然資本は多くの事業、製品やサービスの提供において必要不可欠な要素を構成することから、企業価値に対する重要性を考慮しました。 当社グループは、主要運用拠点にエンゲージメント・ワーキンググループを設け、エンゲージメント対象企業の選定ならびに進捗管理や成果向上に努めています。当社のエンゲージメント・ワーキンググループには、CIO、投資調査部長、主要戦略の運用担当者、スチュワードシップ担当者が参加し、エンゲージメントにおける連携を深めています。2023年は、運用戦略上の重要性ならびに優先事項への関連性やアナリストの評価に照らして、重点的に取り組むべき喫緊のESG課題があると判断したフォーカス・リスト企業26社を選定し、集中的なエンゲージメントを実施しています。 2022年に、当社グループは1300社超の企業とエンゲージメントを実施しました。そのうち、フォーカス・リスト企業138社については、エンゲージメントの進捗状況をマイルストーンに基づいて管理しています。フォーカス・リスト企業に対する具体的なアプローチやエンゲージメント事例については、2022年のインベストメント・スチュワードシップ・レポートに記載しています。 当社は、優先事項に関するエンゲージメントの成果向上を目的に、30% Club Japanのインベスターグループ*2、Climate Action 100+ (CA100+)*3及びAsian Corporate Governance Association (ACGA)*4、さらに2022年より、国連責任投資原則 (Principles for Responsible Investment: PRI) が新たに設立した協働エンゲージメント・イニシアティブ「Advance」などの協働イニシアティブに参加し、投資先企業に働きかけています。 <p>*1 Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース) *2 30% Club Japan (企業の重要意思決定機関における女性割合の向上を目的としたキャンペーン) *3 CA100+ (気候変動問題の解決を促す協働エンゲージメント活動) *4 ACGA (企業のコーポレート・ガバナンスのあり方について各種提言を行う協会)</p>	2022年インベストメント・スチュワードシップ・レポート(英語)

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2022年10月から2023年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の 状況把握と エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none">ご参考: 優先事項に関するエンゲージメントの事例 <p>化学会社であるA社(仮称)とは、同社の取締役会の構成についてのエンゲージメントを3年間継続してきました。当社からは、取締役会の規模縮小、任期の長期化した社外取締役の入れ替え、過半の独立性、女性役員の選任を促してきました。会社側は、これらの指摘事項については他の多くの投資家からも要望されており、段階を経て対応を進めていく考えであることが説明されました。その後、取締役会の規模縮小、社外取締役の入れ替え、女性の社外監査役の選任の点では毎年進捗が見られました。一方、女性取締役の選任については、候補者を探しており、必要とされる知見といった要件を満たす適任者が見つかるまでもう少し時間がかかるものの、その方向で動いているとの説明がなされました。</p> <p>同社は2023年6月の株主総会においては、初となる女性取締役を選任したほか、新たに女性の社外監査役を選任し、女性役員数は3名に増加し、女性役員比率は23.1%に上昇しました。また取締役会も過半が社外取締役で構成されるなど、これまでの対話の成果を確認しました。</p> <p>取締役会の実効性について対話を継続し、任期の長期化した社外取締役の継続的な入れ替えや、取締役会のダイバーシティの向上に向けて、より一層加速を促していく予定です。</p>	2022年インベストメント・スチュワードシップ・レポート(英語)

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2022年10月から2023年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の 状況把握と エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none">ご参考: 優先事項に関するエンゲージメントの事例 <p>卸売業者のB社(仮称)とは、過去数年にわたり、気候変動対応に関するエンゲージメントを行っています。同社は資源開発および発電事業などGHG排出量の多い事業に携わっていることから、気候変動への耐性を高めることは長期的な企業価値の維持向上において重要な観点であり、同社における中長期的な事業戦略や投資の意思決定プロセスのなかで気候変動のリスクや機会に対する分析が統合される必要があると認識しているためです。同社に対しては、パリ協定に則った排出削減目標と具体的な戦略の策定、投資の意思決定への気候変動リスクの統合、スコープ1、2のみならずスコープ3のGHG排出量の開示を促してきました。</p> <p>エンゲージメントの過程で、同社は、GHG排出について2050年までのネットゼロ目標を設定し、2030年までにスコープ1、2及びスコープ3のカテゴリ15(投資における排出量)を含む排出量を半減させる中間目標を2021年に開示しました。加えてエネルギー転換への投資目標を開示し気候変動機会を積極的に追及する事業戦略を明示しました。2023年には、多くの取引先を抱える卸売業としては算出が困難なスコープ3のカテゴリ11(製品の使用による排出量)にも取り組み、初めて開示しました。その排出量が膨大であることが改めて認識されましたが、同社には計測と開示に積極的に取り組んだことを評価していることを伝え、将来に向けてどのように削減していくか、今後の取組みの方向性を示すことを促しています。</p>	2022年インベストメント・スチュワードシップ・レポート(英語)

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2022年10月から2023年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則3・4	投資先企業の 状況把握と エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> ご参考: 優先事項に関するエンゲージメントの事例 <p>小売企業であるC社(仮称)とは、新社長の就任以降、経営改革が加速したことを契機に近年エンゲージメントを強化してきました。ガバナンスの観点では、取締役会の独立性やダイバーシティの向上、任期の長期化した社内取締役の入れ替えを促してきたところ、2022年11月の株主総会にて、取締役会メンバーの過半が社外取締役で構成されるようになり、女性取締役も1名から3名に増加しました。</p> <p>サプライチェーン管理においては、グローバルな基準に対応した人権方針の策定や取引先管理のプロセスを確立する必要があり、当社からは、取引先工場における第三者監査の状況や、自社で実施している取引先訪問監査の結果について、具体的なデータの開示や取組み状況についてより踏み込んだ説明が求められることを説明しました。2022年に刷新された人権方針に基づき、2023年より取引先工場のリストや第三者監査の結果報告も詳細がウェブサイト上に公表され、課題のあった取引先に対するフォローアップの状況についても開示が充実しました。</p> <p>取締役会の実効性向上に向けて、今後も任期の長期化した取締役の入れ替えを促していくとともに、中長期のESG目標を反映した役員報酬体系の整備を支援していく予定です。サプライチェーン管理においては、内部通報制度の実効性確保のほか、取引先エンゲージメントの強化を促す対話を継続していきます。</p> <p>その他のエンゲージメント事例については、2022年のインベストメント・スチュワードシップ・レポートに記載しております。</p> <p>以上のことから、原則3及び4への対応は適切に行われていると評価しております。</p>	2022年インベストメント・スチュワードシップ・レポート(英語)

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2022年10月から2023年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則5	議決権行使	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、資産運用業務における受託者責任の一環として、議決権の行使にあたっては投資対象企業におけるコーポレートガバナンスを適切に評価し、中長期的な株主利益の最大化を目指します。議決権行使の方針を明確に定め、毎年見直しを行い、ホームページ上に公表しています。 投資先企業の株主総会においては、当社の議決権行使ガイドラインに沿って、ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなどの運用担当者やスチュワードシップ担当者が協議し、議決権行使について判断します。当社は運用業務、エンゲージメント活動及び議決権行使を一体のものとして位置付け、運用担当者自身が総合的な判断に携わる体制としています。スチュワードシップ活動において重点的に取組む優先事項を設定する等により、企業とのエンゲージメントを強化し、投資先企業に対する理解を深め、議決権行使の判断にも活かしています。 当社は、議決権行使を監督し、方針を決定する場として、議決権行使委員会を設けています。同委員会は、インベストメント・スチュワードシップ統括責任者が議長を務め、運用部門及び内部管理部門の代表者により構成され、当社グループのグローバルインベストメント・スチュワードシップ統括責任者も一員とすることにより、当社における活動と当社グループ全体の活動の整合性を確認します。内部管理部門が行う顧客・取引先企業等に対する議決権行使判断のモニタリングの結果も同委員会に報告されます。 当該期間においては、下記を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> 議決権行使委員会を四半期毎に開催 議決権行使ガイドラインを改訂(取締役会の多様性に関する中長期的な方針、社外取締役選任における兼職数の方針の導入) 議決権行使ガイドラインへの気候変動に関する方針の導入に向けた議論 類型別の株主提案に対する議決権行使のレビュー また、議決権行使結果のモニタリングを実施するとともに、精査を要する議案について検討することで適切に議決権行使の判断を行いました。 議決権行使結果は、総会の開催された四半期の翌四半期に、個別企業・個別議案毎にホームページに公表します。2023年以降の総会については、閲覧性の向上に資する目的から、全ての議案の行使結果をエクセルシートにより公表しています。 <p>以上のことから、原則5への対応は適切に行われていると評価しております。</p>	<p>議決権行使に関する基本的考え方(ガイドライン)</p> <p>2023年4～6月株主総会 議案別議決権行使指図結果/個別銘柄の行使判断の開示</p> <p>2023年1～3月株主総会 議案別議決権行使指図結果/個別銘柄の行使判断の開示</p> <p>2022年10～12月株主総会 議案別議決権行使指図結果/個別銘柄の行使判断の開示</p> <p>2022年7～9月株主総会 議案別議決権行使指図結果/個別銘柄の行使判断の開示</p>

日本版ステewardシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2022年10月から2023年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則6	顧客・受益者への報告	<p>顧客向けステewardシップ活動報告を要望に応じて年に1回行っています。この際の報告資料は、顧客のニーズに合わせて、個別に対応することに努めています。</p> <ul style="list-style-type: none">ステewardシップ・コードに対する取組みの自己評価をホームページ上で公表し、加えて「お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況」においてもステewardシップ活動について報告します。当社グループの共通のプラットフォームにエンゲージメントを記録し、グループ内で共有しています。主要なエンゲージメント活動をインベストメント・ステewardシップ・レポートに掲載し、ホームページ上に公表しています。 <p>以上のことから、原則6への対応は適切に行われていると評価しております。</p>	<p>お客様本位の業務運営に関する方針および取組み状況</p> <p>2022年インベストメント・ステewardシップ・レポート(英語)</p>

日本版スチュワードシップ・コードに対する取組みの自己評価 (2022年10月から2023年9月)

原則	項目	自己評価 (活動実績およびコメント)	関連するHPリンク
原則7	対話の実力向上	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、エンゲージメントの成果向上に向けて、進捗状況や成果をマイルストーンにより把握し管理しています。エンゲージメントの内容は、当社グループの共通のプラットフォームに記録し、四半期毎にエンゲージメント実績を確認するとともに、年末にレビューを実施し、その結果と分析をインベストメント・スチュワードシップ・レポートに記載し、継続的な成果向上に努めています。 スチュワードシップ責任を果たす上で、専門知識の習得機会を増やすことも意識しており、外部の専門家との対話やセミナー参加等にも努めています。スチュワードシップ担当者は、スチュワードシップ優先事項に沿って重点テーマ毎にグローバルベストプラクティスやエンゲージメント・アプローチの研究を深める活動を継続的に実施し、グローバルでより先進的な取組みの発掘や専門性の強化に努めました。 当該期間においては、スチュワードシップ担当者が優先事項毎に策定したエンゲージメントフレームワークを運用担当者と共有することなどを通じて、注力すべきエンゲージメント課題の明確化や進捗確認に努めました。また、個別企業へのアプローチ強化とともにエンゲージメントのベストプラクティスや失敗事例の共有、関連知識の蓄積に努めました。 投資先企業に対する新たなアプローチとして、取締役会の多様性(ジェンダー・ダイバーシティ)の観点から課題の多い企業に対して、解決を急ぐべきエンゲージメント課題を具体的に記載したレターを送付して理解と対応の促進に努めました。さらに、協働イニシアティブを活用し、取締役会のジェンダー・ダイバーシティを早期かつ高い水準で実現するための達成目標の導入に向けて政策当局に働きかけを行い、上場審査基準とCGコードでも規定するようACGAと協働で提言しました。また30%クラブ主催の上場企業30社の女性役員候補者を対象としたセッションに登壇しコーポレートガバナンスや取締役役に投資家が期待することについて説明するなど、対話の幅を広げるよう努めました。 企業への働きかけが具体的な変化をもたらすには時間を要するものの、中長期的な視点に基づく企業への働きかけを粘り強く継続することが、企業価値の向上に広く繋がるものと認識しており、今後もより効果的な対話を目指して活動を続けることが重要だと考えます。経営陣を中心とする企業との直接対話を継続的に行うなかで、当社の問題意識を明示し、共有する努力を行っています。適切な取締役会の構造や、株主還元を含む資本生産性に関する考え方、サステナビリティへの対応も含めた対外コミュニケーションのあり方など、企業に姿勢の変化を促すには継続的な対話を根気よく続けることの必要性を感じています。 	

以上の取組みから、原則7への対応は適切に行われていると評価しております。